

一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会（以下「本協議会」という。）の会費について必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 本協議会の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、正会員が運営する事業所ごとに、次のとおりとする。

① 定員10人未満 10,000円

② 定員10人以上 20,000円

(2) 賛助会員の会費は、次に定める額を一口とし、一口以上とする。

① 団体の場合 10,000円

② 個人の場合 5,000円

(年度途中入会者の年会費)

第3条 本協議会の事業年度の途中において入会した場合の会費は、次の各号にのとおりにする。

(1) 10月1日より3月31日までに入会したものは、第2条に定める会費の額

(2) 4月1日より9月30日まで入会したものは、第2条に定める会費の2分の1の額

(納入時期および方法)

第5条 会費は、会員に対して会費請求書により請求するものとし、毎事業年度末までに事務局長が指定した口座に振り込むものとする。

(退会)

第6条 年度の途中で退会した場合、納入した会費は返却しない。

2 本会の事業年度を越えて退会手続きを行った場合は、退会年度の年会費を納入しなければならない。但し、3月31日までに退会手続きを行った場合の納入額は正規の会費の2分の1とする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(改廃)

第8条 この規程は、総会の承認を得て改廃する。